

C. 研究結果

(1) 社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析

- ・罪を犯したり、反社会的行動を起した知的障害者の実践事例からの統計と考察

(実践事例からの統計と考察)

社会福祉法人 南高愛隣会、並びに、職業訓練法人 長崎能力開発センターにおいて受け入れた、罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人の実態調査報告

1. 調査の目的

社会福祉法人 南高愛隣会（以下「（社福）南高愛隣会」）、並びに、職業訓練法人 長崎能力開発センター（以下「（職訓）長崎能力開発センター」）において、受け入れた罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの実態を調査することにより、更生保護等の機能を福祉サービス分野で担う際の就労・生活トレーニングや地域支援のあり方・課題点を探る礎とする。

2. 調査対象者

（社福）南高愛隣会

- ①知的障害者入所授産施設 雲仙愛隣牧場（S53～H18） 実利用者 251名
- ②知的障害者入所更生施設 コロニー雲仙更生寮（S56～H18） 実利用者 167名
- ③知的障害者通勤寮 双葉寮（S60～H18） 実利用者 2名
- ④知的障害者通勤寮 諫早通勤寮（H8～H18） 実利用者 14名
- ⑤グループホーム・ケアホーム（H18現在） 実利用者 5名

（職訓）長崎能力開発センター

- ⑥長崎能力開発センター（S62～H18現在） 実利用者 271名

合計 710 名

注) 「実利用者」とは、①においては全利用者、②は①を経由していない利用者、③は①②を経由していない利用者、④は①②③を経由していない利用者、⑤は①②③④⑥を経由していない利用者、⑥は①②③④を経由していない利用者とする。

なお、（社福）南高愛隣会において以下の利用者は調査対象から除く

- ・福祉工場コロニーエンタープライズ社員（50名）
- ・福祉工場ブルースカイ社員（20名）
- ・長崎障害者就業・生活支援センター（登録者 210名）
- ・生活支援センター「らいふ」（登録者 67名）
- ・生活支援センター「はぴねす」（登録者 64名）
- ・生活支援センター「はあと」（登録者 80名）
- ・生活支援センター「ぴーぷる」（登録者 49名）
- ・ホームヘルプステーションほっと（登録者 42名）
- ・デイサービスなかやま（定員 30名）
- ・わーくかんまち（定員 12名）
- ・わーくやまびこ（定員 20名）
- ・生活介護事業所なごみ（定員 10名）
- ・就労継続支援事業なごみ（定員 10名）
- ・雲仙愛隣牧場・分寮ワークショップペガサス（定員 15名）

3. 調査項目

実人数、性別、犯行時の年代、犯行時の支援状況、犯行時の家庭環境、障害種別、知的障害の程度（療育手帳）、障害区分、現在の支援状況、犯罪の種類、犯罪の程度・状況、累犯状況

4. 結果・考察

イ. 実人数

（社福）南高愛隣会並びに（職訓）長崎能力開発センターにおいて受け入れた罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人の実人数

84人／710人中（11.8%）

考 察

昭和63年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの11.8%は、罪を犯したり反社会的行動を起こした人であった。

この結果から、福祉施設においても、罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの更生保護的な役割を少なからず果たしている状況が窺える。

また、あえて言及するまでもなく、一般企業への就職や地域での普通の暮らしを阻む要因の一つとして反社会的な行動があげられる。そのため福祉施設内トレーニングの中においても、当然更生保護施設的な役割や犯罪者を生まないための教育・訓練は重要となっている。

（参考資料1）（職訓）長崎能力開発センター第16回修了生の実態調査報告書
ハ. 離職理由 表24 離職理由別の延べ離職者数

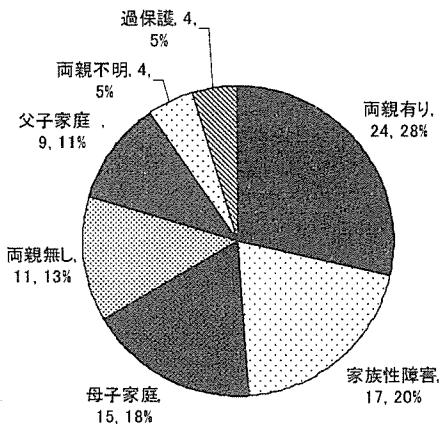
口. 性別 男 65人（77.4%） 女 19人（22.6%）

考 察

昭和63年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人たちの性別は、男性が多い状況であった。

八. 犯行時の家庭環境

- 両親有り 24 人 (28.6%)
- 家族性知的障害 17 人 (20.2%)
- 母子家庭 15 人 (17.9%)
- 両親無し 11 人 (13.1%)
- 父子家庭 9 人 (10.7%)
- 両親不明 4 人 (4.8%)
- 過保護 4 人 (4.8%)

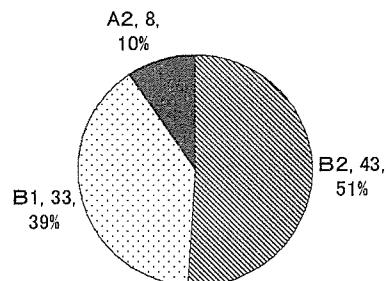


考 察

昭和 63 年 4 月～平成 18 年 12 月の期間に対象施設を利用した人たちの中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の家庭環境は、両親有りが約 3 割である。家族性知的障害 (20.2%)、両親無し (13.1%)、両親不明 (4.8%)、過保護 (4.8%) を合わせると約 43% の人は家庭環境にも課題があるような背景が窺える。

二. 知的障害の程度 (療育手帳)

- B2 (軽度) 43 人 (51.2%)
- B1 (中度) 33 人 (39.3%)
- A2 (重度) 8 人 (9.5%)
- A1 (再重度) 0 人



考 察

昭和 63 年 4 月～平成 18 年 12 月の期間に対象施設を利用した人たちの中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の、知的障害の程度の程度は、軽度・中度の割合が多い。

また、下の図表を参照し、厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成 12 年）と比較しても、軽度・中度の割合が多いことがわかる。

(参考資料 2-2) 「平成 18 年版 障害者白書」

厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成 12 年）

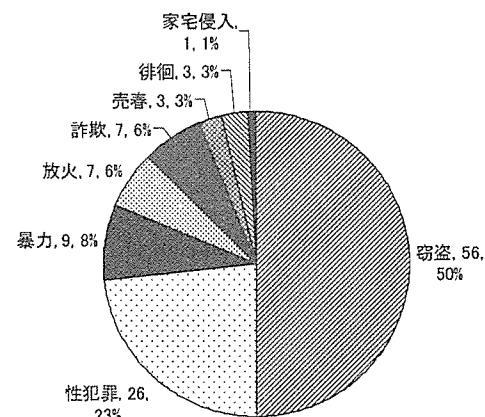
図表 2-1-17 障害の程度にみた知的障害児・者数（在宅） 参照

B2 (軽度)	73,200 人 (22.2%)
B1 (中度)	77,600 人 (23.6%)
A2 (重度)	92,600 人 (28.1%)
A1 (最重度)	45,500 人 (13.8%)
不詳	40,300 人 (12.2%)
合計（総数）	329,200 人

ホ. 犯罪の種類

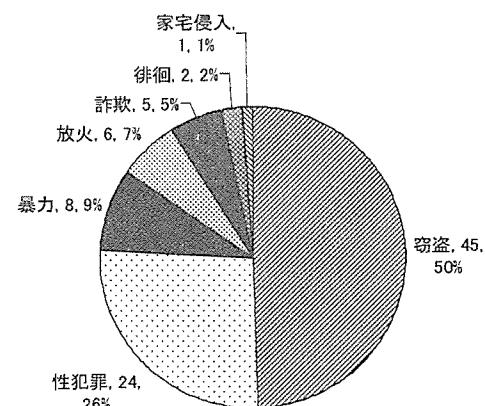
(全体) (延べ人数 112 人で集計)

窃盜	56 人 (50%)
性犯罪	26 人 (23.2%)
暴力	9 人
放火	7 人
詐欺	7 人
売春	3 人
徘徊	3 人
家宅侵入	1 人



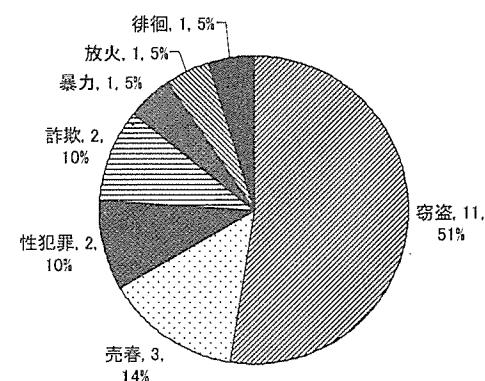
(男性) (延べ人数 91 人で集計)

窃盜	45 人 (50%)
性犯罪	24 人 (26%)
暴力	8 人
放火	6 人
詐欺	5 人
徘徊	2 人
家宅侵入	1 人



(女性) (延べ人数 21 人で集計)

窃盜	11 人 (51%)
売春	3 人
性犯罪	2 人
詐欺	2 人
暴力	1 人
放火	1 人
徘徊	1 人



考 察

犯罪の種類は、全体的には窃盜が最も多く約半数を占め、続いて性犯罪である。

性別で比較をしても、同様の結果であった。

窃盜が最も多い傾向は、「平成 18 年版 犯罪白書」の資料・刑法犯の罪名別認知件数（平成 17 年）・刑法犯の認知件数の罪名別構成比（平成 17 年）を参照すると、わが国の犯罪の動向と同様の結果であった。

(参考資料 3-1~3) 「平成 18 年度 犯罪白書」

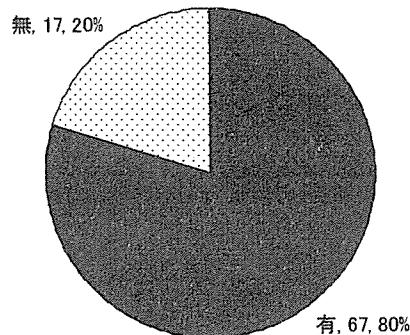
1-1-1-3 図 刑法犯の認知件数の罪名別構成比 参照

ヘ. 累犯状況

実人数 84 人中、80%にあたる 67 人の人に、犯罪や反社会的行動を繰り返す傾向がみられた。

考 察

以上の結果は、今後さらに福祉サービスにおいて、トレーニング機能・更生保護機能を強化する際の課題点となるであろう。



まとめ

平成 18 年度においては、(社福) 南高愛隣会、並びに、(職訓) 長崎能力開発センターにおいて、今までに受け入れてきた罪を犯したり反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの実態を調査した。

それにより、今までの福祉施設においても更生保護的な役割を少なからず果たしている現状が窺えた。

また、障害のある人たちが罪を犯す背景に家庭環境が大きな要素を占めており、知的障害の程度は軽度・中度の割合が多い事も見えてきた。

犯罪の種類は窃盗が約半数を占めており、障害の有無に関係なく、わが国の犯罪動向と同様の結果であった。

さらに、累犯を重ねる傾向は今後の課題としてあげられた。

この調査を踏まえて、今後は罪を犯した障害のある人たちが利用している福祉サービス（就労・生活トレーニングから地域支援に至るまで）の実態を調査し、障害程度区分との整合性や、更生保護という視点で見た場合の法制度上の課題点等を探っていくたい。

そして、福祉サービスの内容を深め、実践を通して効果的な就労・生活トレーニング方法や地域支援のあり方を具体的に報告していきたいと考えている。

（2）九州管内における罪を犯した障がい者の実態

○ 入所中の知的障がい者の把握について

成年矯正施設においては CAPAS 測定により実施されており、又少年院においては家庭裁判所の審判時に詳細な個人情報把握が行われているものの、両者とも療育手帳（知的障がいの障がい程度を専門機関が示したもの）の取得に関する必要性や把握については十分ではなかった。

更生保護施設に至っては国からの委託事業となり、運営、経営を行う施設の方針により三者三様で、知的障がい者の把握や受入れについてもバラつきがあった。

又、福祉施設の救護施設は心身障害者の生活保護施設であり、知的障がい者の把握は成されているものの、長期的生活施設の色彩強く、罪を犯した障がい者の受入れは少数であった。婦人保護施設においては知的障がい者の把握は成されているものの、DV 防止、婦人保護機能の施設であり、罪を犯した障がい者の受入れはなかった。

いずれの施設においても、おおよそ知的障がい者の把握は出来ているものの専門機関（更生相談所）による障害程度の判定を受け、療育手帳の取得についてまでは及んでいないのが、おおよその実情のようである。

又、更に矯正・更生保護施設内処遇においては、知的障がいの特性を専門的に理解し対応する仕組みは、専門施設である中津少年学院以外では見受けられなかった。特に、成年矯正施設は犯罪者増加により、入所者は定員を超える職員配置の厳しさの中で一層知的障がい者対応にまで及びきれない実情が伺えた。

又、更生保護施設に至っては、委託費の薄さと有期限等の要件が重なり、運営そのものが保護司の支援を受けても厳しく知的障がい者の処遇にまで及ばず、受入れ時点で拒否される実態もあった。異例であったのはウィズ広島でコラージュ療法等取り入れ、心理専門の職員による処遇が成され、知的障がい者も含め、更生、社会自立を積極的に行われていた。

○ 出所（退院）に向けての環境調整について

少年院においては入院と同時に帰住地、身元引受人の確定を行い、個々人の教育プログラムについても密なカリキュラムに沿って処遇が成される仕組みとなっていた。しかしながら、仮退院で 90～100% が親元に帰り、保護観察所の監督で更生を図るもの、家庭環境の状況により再入院のケースもある。

成年矯正施設においては、個人情報は本人からの聞き取りが中心であり、長崎刑務所においても帰住地希望が家族等 35% であるものの、実際の出所後（仮釈放後）の足取りは不明。これらの人々はいったいどこにたどり着いているのだろうか。率直な疑問である。追調査の必要性があるのではないだろうか。麓刑務所によると、満期釈放（身元引受人の無い人）で出所した人の再犯率は高いとのこと。保護観察所の指導の下、身元引受人（保護司等）を付け、仮釈放の期間に家庭に代わり、知的障がい者の特性に合った訓練や処遇支援を福祉施設が担えないものだろうか。

○ 出所（退院）後の実態等について

共通して、施設出所（退院）後のアフターフォローについては矯正、更生保護施設及び福祉施設に至るまで、13施設の全てが成されておらず、仕組みが確立されていない。総じて、施設内から外へ出て（保護観察等の終了）から先は何の手だても無いのが実情のようである。

矯正施設や更生保護施設と福祉機関、福祉施設やハローワーク等との連携も希薄であり、断片的である。又、矯正施設から更生保護施設～福祉施設へとつながっていく場合においても、情報保護法の関係上、支援に必要な生育歴等も含む個人情報が伝えにくい状況になっており、支援のバトンタッチ、連携に大きな障壁となっている様だ。福祉施設での支援においては特に対象者の問題背景となる生育歴や能力、障害特性、心身の状況、医療、家族、経済、職歴等トータルでアセスメントし、支援計画につなげていくわけだが、入口のアセスメントでの情報不足は結果的にニーズとマッチせず成果をみないことが多い。

又、麓刑務所においては、入所中に福祉事務所等を招いての療育手帳取得や障害者年金取得、生活保護申請についての説明を取り入れているものの、現実的出所後の活用については福祉機関は申請主義のため、本人が窓口に行き申請手続きを行うことについて、知的障がい者はその仕組みの理解やどこに行ってどのように行けばいいのかといった具体的、実際的支援が必要であり、学習効果には疑問が残る。特に社会生活の基盤となる経済的な問題については、矯正施設や更生保護施設においても職業訓練の実施やハローワークの紹介だけでなく、就労支援制度等の導入により強化されつつあるものの、就労しそれを継続することにより経済基盤が確立され一步前進できる条件となるだけでなく、又、生活の見守り、支援と併せアフターフォロー（地域生活支援）にどうつなげていくかが大きな課題として挙げられる。

（考 察）

施設内処遇において、知的障がい者の特性を理解し対応できる仕組みや職員の配置及び研修等による処遇改善が必要ではないか。その様な教育による効果は次ステップへ移りやすくするだけでなく、障がいを軽減できる可能性もあるのではないか。

又、施設から出る際の事前の福祉機関や福祉施設との重なり、連携を強化することで法と法の狭間で行き場を失くし再犯を繰り返す障がい者の何らかの手だてにつながりはしないだろうか。

今回の施設見学を終え、罪を犯した障がい者の実態の一部を垣間見ることが出来た。今後、中でも知的障がい者（児）の入所割合の高い麓刑務所と中津少年学院と連携し、研究実践を行い、問題点を更に明らかにし、刑務所（少年院）と保護観察所と福祉施設の連携方法について方策を模索したい。

(3) 医療との連携の必要性に関する課題調査

財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実態調査報告

1. 調査の目的

財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実態を調査することによって、精神障害者に対する医療福祉サービス分野における地域支援のあり方・課題点を探る礎にする。

2. 調査対象者

平成19年3月15日現在において財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者

外来通院者 1,222名

入院者 314名

合計 1,536名

3. 調査項目

実人数、性別、過去の犯罪歴、犯罪の種類、犯行時の年代、生育環境、犯行時の居住環境、主病名、累犯状況

4. 調査方法

主治医の聞き取り調査及び、H12年以降の措置入院者症状消退届、措置入院鑑定書を参考にした措置入院歴のある精神障害者のカルテの確認

(参考) 精神保健福祉法第29条に規定される精神科病院における入院形態の一つ。

2名以上の精神保健指定医（3年以上の精神科診療経験を含む5年以上の経験を持つ医師で指定の研修を修め、厚生労働大臣に指定された者）の診察の結果、精神障害であり、入院させなければ、自傷他害（措置要件）のおそれがあると認められた時、本人及び保護者の同意の有無にかかわらず、都道府県知事は国・都道府県の設置した精神病院または指定病院に入院させることができるという制度

5. 結果・考察

イ) 実人数

H19年3月 日現在において財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実人数

34人／1536人 (2.2%)

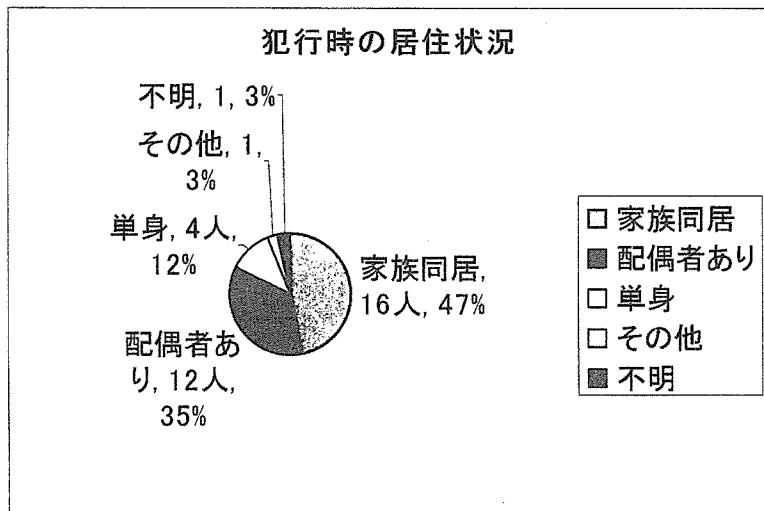
ロ) 性別

男性：31人 女性：3人

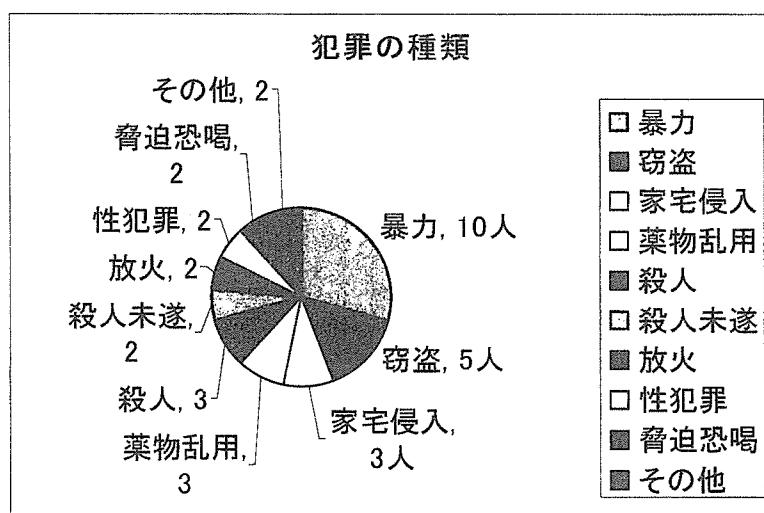
ハ) H19年3月 日における受療状況

外来：29人 入院中：5人

二) 犯行時の居住状況



三) 犯罪の種類



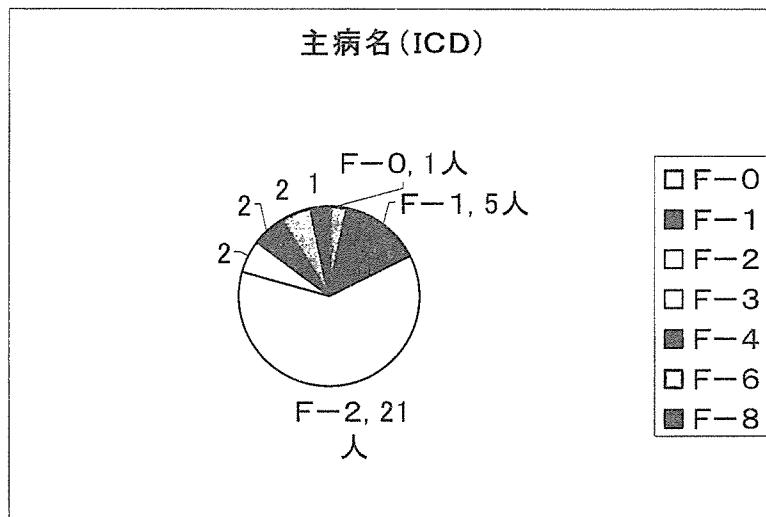
暴力による事件が最多で10名(26.5%)。

殺人、殺人未遂、放火などの特に重大な犯罪は7名(20.6%)

その他は器物破損、過失による交通死傷事故

薬物乱用は覚醒剤取締法違反である。

へ) 精神障害の主病名



F-2(統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害)が最多で21人(61.7%)。しかし、主病名も含めて、覚醒剤、有機溶剤、アルコールなどの精神作用物質使用による問題を併せ持ったものは12名(35.3%)にのぼる。

(参考) F-0 : 症状性を含む器質性精神障害

F-1 : 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害

F-2 : 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害

F-3 : 気分(感情)障害

F-4 : 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害

F-6 : 成人の人格および行動の傷害

F-8 : 心理的発達の問題

へ) 累犯状況

34名中、5名が犯罪など反社会的行動を繰り返す傾向が見られた。また、9名が当院受療以前に犯罪、反社会的行動を犯したことがある。

6. 考察

今回の調査はH12年以降の措置入院者症状消退届、措置入院鑑定書を参考にした措置入院歴のある精神障害者のカルテの確認を中心とした方法をとったために、それ以前の犯罪を犯した障害者や比較的軽度の暴力、器物破損、窃盗などの犯罪を犯した者の例などは計上されていない。そのため、比較的最近の事例や繰り返し反社会的問題を起こす事例が中心となっている。

調査して特に目立つのは①性差(男女比が約9:1と圧倒的に男性の精神障害者が多い)②同居者の存在が犯罪発生の低下に直接結びつくとは限らない(同居者有り28名/34名)。③主病名(F2が最多で全体の61.7%を占める)④精神作用物質使用の問題(12名/34名(35.3%)が精神作用物質使用の問題を持つ)の4点が挙げられる。特に④については依存症への対策が重要であることを示唆するものと考えられる。

(4) 受け入れるための実践的モデル事業への取組み

- 麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画

(研究計画)

麓刑務所長、九州地方更生保護委員会との

「罪を犯した障害者の就労と地域生活の現状と課題を探る実践的モデル事業について」

1 主 旨

今回の研究の目的は、罪を犯し又は罪を犯しやすい障害者の地域社会生活への自立促進と再犯防止を図るために、生活・就労訓練及び生活環境の整備に必要な法的整備に関して、実態調査とモデル事業に実際に取り組むことにある。現在のところ、法務サイドと厚生労働（福祉）サイドの受刑者に対する情報提供・連携はなく、社会に出た後の福祉サービスの説明がないだけでなく、実際に地域での更生保護事業等における生活訓練においても福祉サイドが関わることはほとんどない。また、出所すること自体の情報提供がなく、その後の福祉サービスを受ける術を知らないこともある。福祉サイドもこうした現状を認知していないかったようである。

よって本調査は、本研究 3 カ年計画の初年度として、貴施設における知的障害者の実態を把握し、今後地域生活への移行に向けてどのような支援が必要となってくるのかを、モデル事業として（社福）南高愛隣会の各事業所で実践を行い、課題点を探り解決方法を見出していくために、次の要領で進めていきたい。

2 実施対象施設 麓刑務所

3 受け入れ対象者

※本研究、藤本分担研究者の基準に基づく

	基準	想定される状態像
CAPAS での IQ 相当値 70 未満の者で、右のいずれかに該当する者	<ul style="list-style-type: none">医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMIVにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者 知的障害者の疑い
上記以外の者（CAPAS が実施未了であった者等）のうち、右のいずれかに該当する者	<ul style="list-style-type: none">医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者医師による知的障害診断は受けっていないものの、心理技官の判定により、DSMIVにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者 知的障害者の疑い
療育手帳を所持している（又は、所持していると申告している）者		知的障害者

4 調査方法と内容

1 受け入れ対象者の属性等

本研究 藤本分担研究者の調査票に拠るほか、次の項目について調査する。

本 刑	
1	療育手帳の有無 or 不明
2	医療状況（既往症、病歴等）
3	居住地（住民票所在地）
4	各種年金の有無
5	資格の有無
6	家庭状況（本人の子について）

2 処遇上、保護上の対応策

知的障害者及び知的障害の疑いのある受刑者に対し、処遇上、釈放時保護上、どのような対策を講じているか、配慮をする点及び課題は何かについて、調査する。

調査は、本研究 藤本分担研究者の調査票に基づき、必要な場合に、さらに具体的な調査を行う。

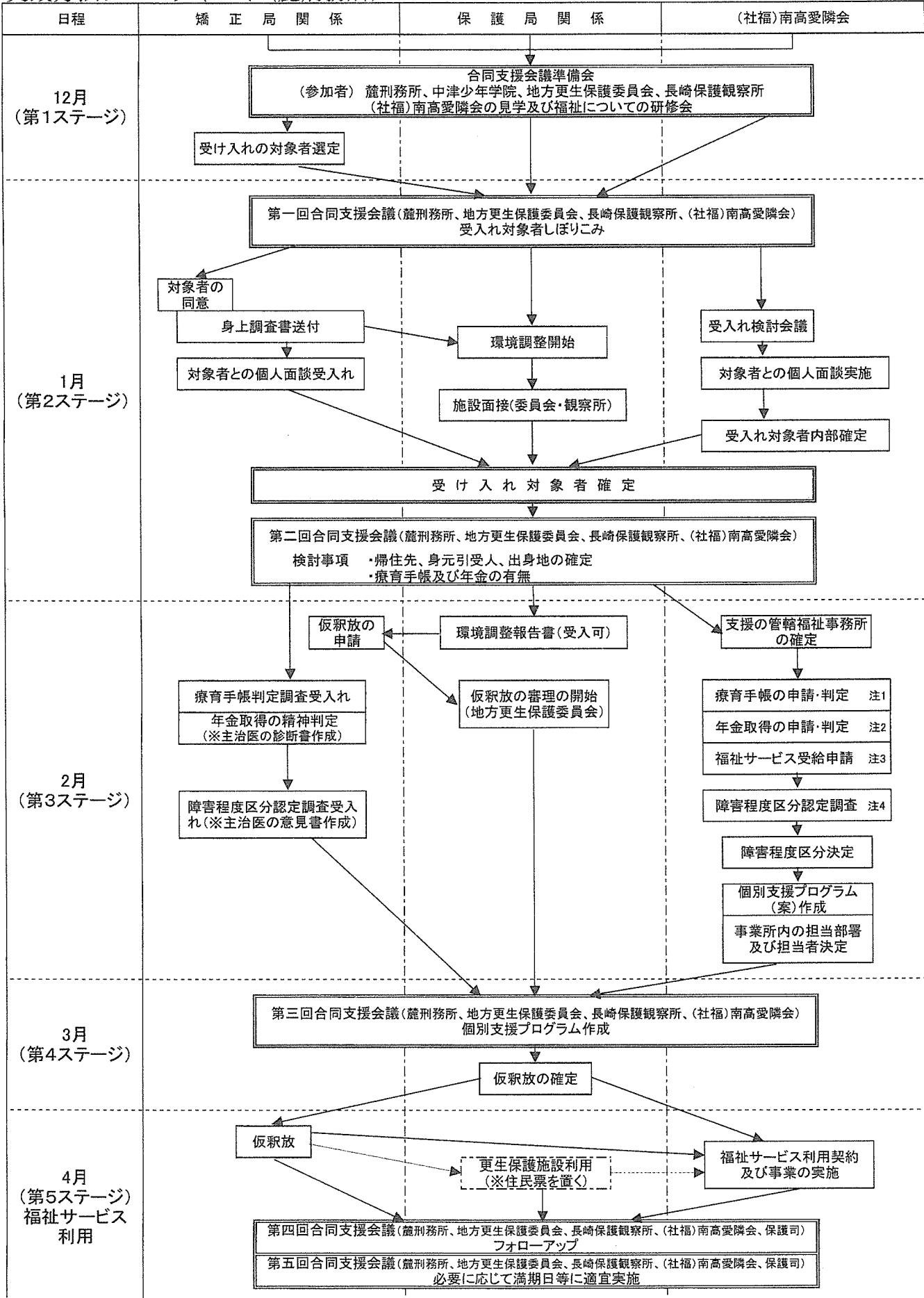
3 面接（選考会議→個別面接）・実習

◎ 仮釈放の期間を利用しての地域生活訓練の実施

本事項については、九州地方更生保護委員会及び長崎保護観察所との調整により実施する。

- ・ 対象者の確定（会議）
- ・ 身元引受人の確定
- ・ 住所の確定
- ・ 仮釈放の確定
- ・ 支援の福祉事務所の確定
- ・ 障害程度区分認定調査
- ・ 支援プログラムの作成
- ・ 利用契約
- ・ 定期的な合同支援会議
- ・ 最終決定会議

実践方法フローチャート(麓刑務所)



注1: 知的障害者更生相談所に判定を受け、市町村へ申請 注3: 援護実施市町村へ申請

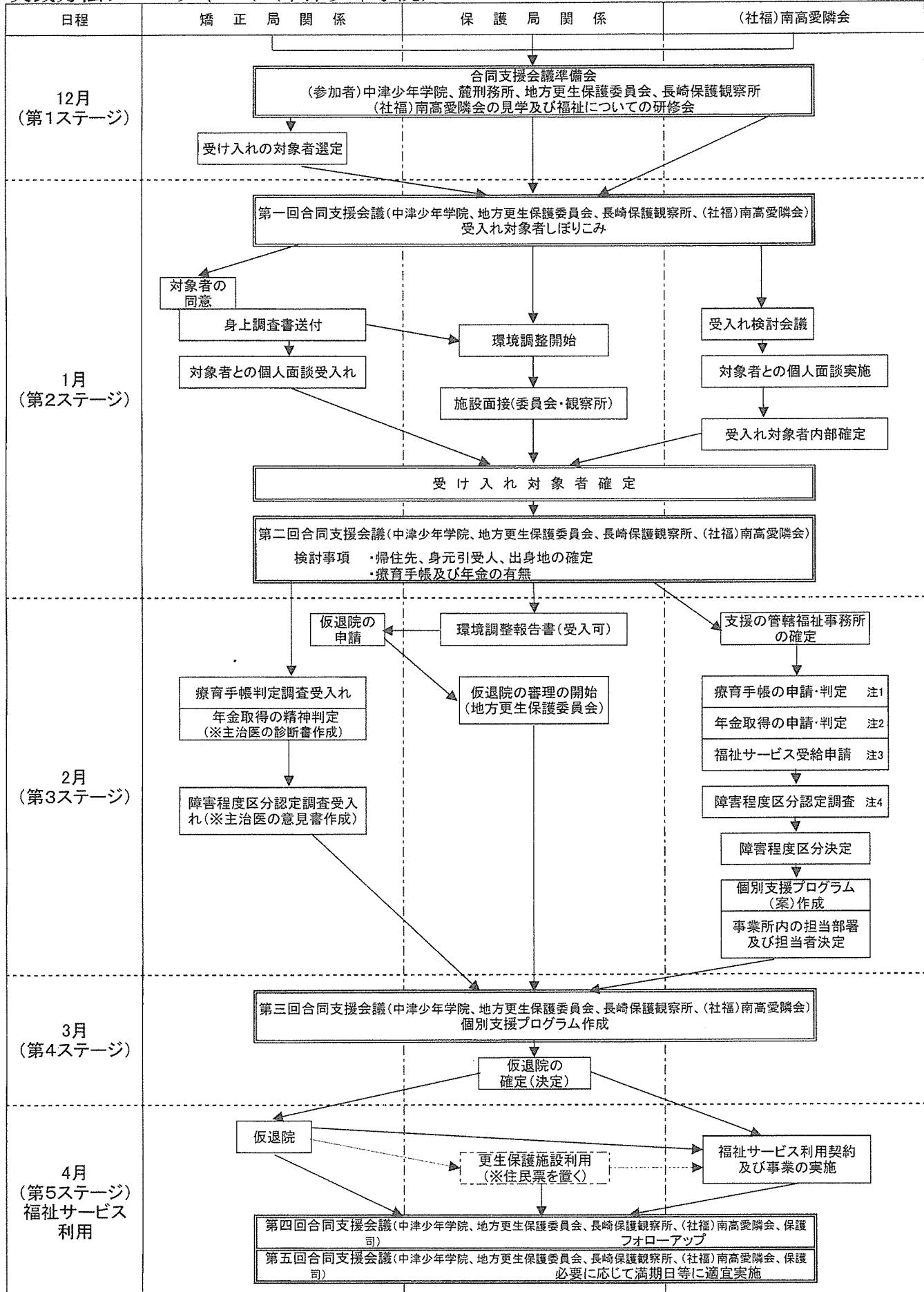
注2: 精神科医に判定を受け、市町村へ申請

注4: 援護実施市町村又は代理の調査員による認定調査。

本人及び関係者からの聞き取り調査

注1～注3 本人申請が困難な場合代理申請

実践方法フロー チャート(中津少年学院)



注1: 知的障害者更生相談所に判定を受け、市町村へ申請 注3: 援護実施市町村へ申請

注2: 精神科医に判定を受け、市町村へ申請

注4: 援護実施市町村又は代理の調査員による認定調査。

本人及び関係者からの聞き取り調査

注1～注3 本人申請が困難な場合代理申請

D. 考察

分担研究者としての私のテーマは、モデル事業としての罪を犯した障害者の実践的な受け入れである。それに向けて18年度は、その準備の年と位置付け、矯正局と保護局との連携に努めてきた。矯正施設、更生保護施設等を実際訪問させていただき知的障がい者のもう一つの世界（実態）を見ることができた。

本当に「取り残された人達」「忘れられた人達」という感を強くした。この人達は、法と法との狭間に隠れ支援の手がまったく届かなかった人達である。家庭的な要因などいくつかの理由はあるにせよ、法を含めた社会的要因も大きいことがわかった。

また罪を犯す時、「誰か信頼できる相談相手がいれば」ということも痛感した。地域福祉の未熟さである。

したがってこの研究事業で一人でも多くの人達を福祉で支えていく仕組みをモデルとして構築し普及啓発に努めていきたい。

E. 結論

（社福）南高愛隣会において、これまでに受け入れた罪を犯した知的障がい者及び反社会的行動を起こす方への処遇について統計をとり、そこから見えてくるものを考察し、支援のあり方を検証した。

また刑務所及び更生保護施設等を訪問調査し、現状を把握するとともに法務省保護局、矯正局と当研究班で、矯正施設から罪を犯した障がい者を施設へ受け入れる際の流れについて協議を行ない、受け入れのための実践方法フローチャートを作成した。

その上で、麓刑務所及び中津少年学院、地方更生保護委員会、長崎保護観察所、（社福）南高愛隣会で、合同支援会議を開催し、（社福）南高愛隣会において、受け入れるためのモデル的な実践を行い、実際受け入れることにより課題点を探り、解決方法を見出していく。

平成18年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

現行制度における虞犯・触法等の障害者の地域生活支援の現状
と課題に関する研究

分担研究者 小野 隆一（宮城県社会福祉協議会 地域福祉部長）

研究要旨：

本研究は、罪を犯した知的障害者が、出所後において再犯に至ることなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう、矯正・更生保護制度と福祉制度が連携した支援が必要と考えた。社会福祉施設では、これまでも罪を犯し、受刑したり、反社会的行為を行った知的障害者を受け入れ、地域生活移行を試みてきた。本年度は、矯正・更生保護制度と福祉制度の連携を図るために、まずはこれまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について検証することで、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した。一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行った。

調査結果としては東北地区4県6施設で23人分の記録表を得て、統計的分析を試みたが、対象者個々の抱える課題は一人ひとり異なり、表面化した課題のうち特徴的事実を列挙した方が全体像を把握できるものと判断した。

知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられてきた生活環境が大きく影響していることがわかる。知的障害・発達障害特有の行為に対する理解を、行政・教育分野において、どう理解を深めていくかが必要である。そのためには児童から成人まで一貫した療育相談事業の充実化が求められているのがわかる。

矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、帰の中における社会復帰に向けた環境調整が始められた段階からすすめられることが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内の処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようになることにある。ただし、福祉施設はあくまで刑務所と地域との中間的又はシェルター的役割を果たすことについて、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。また、ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による支援合同会議の編成の必要性を確信した。

福祉施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラムを作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所がケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。

協力研究者

石川 恒	知的障害者更生施設 「かりいほ」施設長
古川 慎治	独立行政法人のぞみの園 地域支援係長
井口 経明	宮城県岩沼市 市長
高橋 厚子	宮城県社会福祉協議会 企画課長
高橋 勝彦	宮城県船形コロニー 総合施設長
中川 昌	同 なでくらセンター長
大竹 伸之	同 かまくら園副園長

う矯正・更生保護制度と福祉サイドが、罪を犯した知的障害者に対してどんな支援システムを構築すべきかに関する基礎的考察を行うものである。

平成18年度の研究は、これまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について実践検証し、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した。一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行うことを目的とした。

B. 研究方法

[研究1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究]

1) 東北地区4県6施設に対して、現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について、研究会の策定した実態調査票に

A. 研究目的

本研究は、罪を犯した知的障害者が出所後において再犯を犯すことなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよ

基づき各施設職員に約1ヶ月間かけての記入を依頼した。

2) 実態調査票より下記のチェックシート項目に基づき研究者により検討・考察した。
①反社会的行為に至った背景と要因の共通性、②矯正・更生保護事業と福祉事業の関係、③施設内トレーニングの内容と指導体制、④施設内トレーニングから地域移行までのプログラム、⑤施設退所後の生活状況、⑥地域生活における支援体制、⑦契約になじまない障害者への措置制度の課題、⑧福祉施設としての受け入れ体制の準備(ア)施設における支援プログラムの策定(イ)施設利用に関する契約項目

(倫理面への配慮)

調査対象者の個人情報保護の必要から調査後の資料から本人を特定できることのできないよう記載内容に留意した。

「研究 2. 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

- 1) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査
- 2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修を通して、福祉サービス内容について共有することで連携することの有効性を確認する。

C. 研究結果

〔研究 1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究〕

1) 実態調査は4県6施設で実施した。過去・現在の支援した実績のうち、対象者本人の詳細かつ具体的な内容の調査が可能な者23人について記録をまとめた。統計的まとめを試みたが、本人の抱える問題・課題は一人ひとり異なるため表面化した課題を列挙することの方が、全体像が把握しやすいと判断された。

2) 実態調査内容から研究員が検討した結果の内、特徴事実を列挙する。
①反社会的行為に至った背景と要因の共通性については、本人を取り巻く環境悪化がみられ、地域・家族から犯罪者ということで出所後の受け入れ拒否されたり家族が崩壊している例が多く、外部からの支援が受けられなかったり、学校・児童相談所・家族・コミュニティーに本人固有の障害が理解されておらず、理解されないジレンマからの逃げ道として暴力等非行行為に繋がってしまうなどの状況が多かった。また、知的障害というよりは発達障害からの成長段階上でのさまざまな行為は、周りから理解されず十分な行政・教育・福祉サービスが受け入れられず、本人が言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪に繋がっている場合が見られる。

また、家族がなく、放浪・徘徊の中で軽犯罪を繰り返し、保護的要素で施設入所するが、高齢になっており、より若い年代に支援の機会が有れば更生が有効に働くと考えられる場合もあった。

②矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、刑務所内の様子について、一切情報が無いことが多い他、家族・地域が犯罪者として受け入れを拒否しており、本人に関する情報が得にくい。刑務所から一旦地域での生活が始まり、地域生活が壊れた後の施設利用で地元に戻れない環境になってしまっていることが多く、施設利用が地域との隔離的役割を担わされている。

刑務所内で知的障害者と判定されても、福祉サイドの判定と異なるため改めて、福祉サイドの判定の機会が得られないこと、仮放時に福祉サービスが受けられない状況にある。さらには、福祉サイドは療育手帳を持たない場合、地元出身の障害者が刑務所内にいることさえ知らない場合もある。判定を受けるためには、保護司の働きかけによる家族の手続きが必要であるが、刑務所側でそうした福祉サービスの内容が理解されていない場合はかなり難しい。

少年院の場合は、仮放時期が想定されるため、計画的に取り組みやすい状況にある。特に医療少年院の場合は、積極的に取り組み、受刑中に療育手帳の取得や再犯防止のため、施設入所を目的としての体験利用、施設職員の面接なども実施している場合もみられる。ただし、この場合でも施設利用が目的であり、その後の地域生活移行までのケアマネジメントは行われていない。

③施設内トレーニングの内容と指導体制については、入所に当たって目的が本人に理解されていなかったり、同意が得られていないという措置制度の状況が続いている。平成14年度以前に入所した利用者については、地域生活移行を目標とした支援計画が長い期間作られていなかったこともあり、地域生活移行の取り組みが始まつたときには、既に高齢になり合併症をかかえていた状況もみられた。

犯罪に対する本人の意識が低い場合、医療的サービスの範囲外として退院後の利用など本人が利用を希望しているかの有無にかかわらず、家族意思・社会防衛により施設が利用されていることが多い。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となつている。

④施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、入所受け入れについて短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていた。また、刑務所内の厳しい集団生活から自由な地域生活の中間的生活訓練や就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）が必要な状況であった。

⑤施設退所後の生活状況については、定期的

な施設利用で本人や家族にとっても気分転換となつて有効な結果が得られている。

⑥地域生活における支援体制については施設から移行した障害者に対して、支援センター・バックアップ施設との本人理解のための十分な連携（理解するだけでなく、本人の課題とされている能力に対して、いつ、誰がどのように接するか）が有効になっている。

⑦契約になじまない障害者への措置制度の課題としては、施設内の生活では何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返している。

一方、契約制度の場合、保護観察期間のみの施設利用で、療育手帳・障害基礎年金の手続きを行う中で、自ら契約を解除して退所するという、今後の再犯性を抱えながらも自ら退所する制度の限界を感じられる。

⑧福祉施設としての受け入れ体制の準備
(ア)施設における支援プログラムの策定
(イ)施設利用に関する契約項目

このことについては研究者と協議した結果を別紙資料として添付した。

また、各調査対象者の個々の検証結果については、協力研究者の研究報告書として報告する。

「研究 2. 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

1) 仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

研究会として、矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげている。

連携項目についても見い出された。

①連携の時期 ②受刑中に福祉サービスを受けるための手続き ③福祉サイド支援メニュー ④施設内の支援メニュー ⑤ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけ

2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施して、福祉サービス内容について説明を行った。障害者自立支援法の制定で大きく福祉制度が変更され、地域生活支援の新しい制度を説明することで矯正・更生保護機関の現場担当職員と連携することの有効性を共有できたと思われる。

D. 考 察

【研究 1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究】

1) 反社会的行為に至った背景と要因の共通性としては、知的障害者・発達障害者が罪を犯しやすいということではなく、いかに本人の取り巻く環境がそうした結果に繋がって

行ったかを調査結果が物語っている。それは決して経済的要因だけではなく、学校・児童相談所・家族・コミュニティーが本人固有の障害を理解されていない。特に最初の窓口である役場・教育・社協に専門的な知識がなく、十分な対応ができない。本人は言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪につながっている。

児童期における家族の責任だけでなく、障害児教育・療育相談の重要性と地域で障害児を育てる、支える仕組み作りの重要性が強く感じられる。それらは障害者の犯罪防止の根本と考えられる。

2) 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、これまでの施設利用がセーフティーネットとしての位置づけとなっており、犯罪など問題が発生すると施設利用となり、施設が地域との隔離的役割を担わされている。施設は万能的な位置づけになっており、入所期間が長期化しやすいため、施設自体に有目的・有期限の利用の概念が必要である。

受刑後に施設が受け入れても、刑務所内の状況の情報が得られていないことが多く、少年院等での社会適応訓練が活かされていない。市町村の福祉担当者も情報を得ていなかったり、個人情報保護を理由に施設に情報が伝わることが少ない。地域生活を送るための本人の貴重な情報・体験が活かされていない。

矯正・更生保護制度と福祉サイドでは知的障害の認定自体に相違があり、刑務所等内で知的障害者と判定されても福祉サイドに知的障害者が受刑しているという認識がないと支援体制がとれず、福祉サービスを利用できない。そして釈放後に初めて認識されるが、福祉サイドにおける知的障害者としての手続きが未実施の場合、釈放直後の利用ができないくなる。お互いの取り組みが効果的に進められるためにも、刑務所（矯正施設）内での福祉サイドとの連携が不可欠である。

モデル的に支援を行うためには、少年院の仮退院は利用時期が明確であり、計画的な矯正・更生保護サイドとの連携による福祉サイドのサービスが利用可能と考えられる。

3) 施設内トレーニングの内容と指導体制については、措置制度時期の入所では本人の利用意思及び利用目的の確認が不十分であり、地域移行というよりは入所そのものが本人の意思にかかるらず目的になっていることがわかる。平成15年度の契約制度導入後より、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえている例も多く、取り組みの遅れを痛感させられる。一方、高齢者の場合に施設生活後の次のステージにどのようにいくかが課題として見えてきている。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となっている。

4) 施設内トレーニングから地域移行まで

のプログラムについては、セーフティーネットとしての入所が多かったために、短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていたのが現実である。ただ短期利用が長期利用にならないよう、出身市町村を巻き込んだケアマネジメント会議により利用内容を設定することが有効となるだろう。

支援プログラムとしては、「刑務所と地域との中間的生活での適応訓練」と「ふつうの生活・善悪の判断」・「就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）」が地域生活移行には必要と考えられる。

5) 施設退所後の生活状況については、施設の長期的入所よりは地域生活を行いながらの短期利用の有効性が確認できた。定期的な利用で本人や家族にとっても気分転換が図られる等効果が見られている。

一方、自宅に戻れない方はグループホーム利用が起点となっている。

6) 地域生活における支援体制については、施設退所後のアフターフォローが不十分な現状が見られる。生活・就労の場の確保と同時に地域生活支援センターによる継続的な支援と、本人理解のための十分な地域との連携が必要である。

また、シェルター（緊急避難）としての施設の存在も重要であり、本人を理解し本人も信頼し相談できる人の存在が本人の精神的支えとして不可欠である。

7) 契約になじまない障害者へのモデル的措置制度の課題については、契約制度の中では本人の利用意思の確認が大前提であり、利用期間や生活・就労訓練内容、そして利用を中断する場合は事前に本人から申し出ることの確認が必要である。施設利用がこれまで本人よりは地域や家族の意向に基づくことが多く、本人の意思に反した施設利用だけは無くしていかなければならない。

一方、本人の判断能力が乏しい場合は、反社会的行為の再犯を防止するために一定期間生活保障を行い、社会的自立を目指した生活・就労訓練が必要である。特に犯した罪や地域社会における基本的ルールが理解されていない場合には、現行制度においては措置的利用は極めて困難である。仮釈放の保護観察期間を有効に活用するか、本人との間での有目的・有期間の強い契約意識を持つことが必要である。現状では、施設内の生活は何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返す傾向にある。施設での生活がいかに普通の暮らしと異なるかが明確になった。

「研究 2. 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」

矯正・更生保護事業と福祉サービスの連携の必要性・有効性について共有できたことに

より、今後具体的に知的障害者の仮釈放の環境調整が矯正施設で始められたときに、モデル的に各関係機関が集まり合同支援会議を開催し、地域生活移行までのケアマネジメントを行い、受け入れ準備、そして実際に支援の取り組みを行うことが必要となっている。

E. 結論

1) 知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられてた生活環境が大きく影響している。本人にその責任を問う前に知的障害・発達障害の特有の行為に対する理解を行政・教育分野においてどう理解を深めていくかが重要である。児童から成人まで一貫した相談事業についての充実化がここでも求められているのがわかる。

2) 矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、帰の中における社会復帰に向けた環境調整が始まった段階から開始することが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内での処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようにすることが必要であるとわかる。ただし福祉施設はあくまで刑務所と地域との中間的又はシェルター的役割を果たすことであって、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。

ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による合同支援会議（資料①）の編成が必要となる。ここでは矯正施設・保護観察所が中心的な役割を担うことになる。

3) 施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラム（資料②）を作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

なお、更生保護施設において夜間での生活訓練を行い、日中は知的障害者として障害者就労支援により、作業訓練・職場実習から就労に結び付けることが制度的には可能であり、具体化できないか検討が必要である。

4) 施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所が、ケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。むろん個々でも各社会資源が集まっての支援である。

（資料③）

平成 19 年度は具体的にモデル的に事業を進めその有効性を検証するものとする。

F. 研究発表

小野隆一・清水義恵・酒井龍彦 「第 6 回福祉セミナー in みやぎ」(2007. 1. 11 仙台)
「制度の狭間の人たちはどう保障されるのか
(罪を犯し罪を犯す虞のある障害者を支える
しくみ)」